

# 出雲崎町地球温暖化防止実行計画



平成22年3月  
新潟県出雲崎町

# 目 次

## 第1章 基本的事項

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間及び基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 5 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 実行計画の数値目標

- 1 算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 温室効果ガスの排出削減量に関する目標・・・・・・・・ 3

## 第3章 実行計画の取り組み

- 1 目標達成のための取り組み
  - (1) 電気使用量及び水道使用量の削減・・・・・・・・ 4
  - (2) 燃料使用量の削減（車両運行、暖房等）・・・・ 4
- 2 省エネ・省資源のための取り組み
  - (1) 紙使用量の削減・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (2) 廃棄物の排出削減とリサイクルの推進・・・・ 4
  - (3) 環境に配慮した製品の購入及び使用の促進・・・・ 4
  - (4) 新エネルギー等の利用・・・・・・・・・・・・ 5

## 第4章 温室効果ガス排出量等の報告・・・・・・・・・・・・ 5

## 第5章 計画の推進と点検・評価・公表等・・・・・・・・・・・・ 5

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 職員の意識の高揚・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

【参考資料1】 地球温暖化対策の推進に関する法律の抜粋・・・・ 6

【参考資料2】 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

# 第1章 基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

平成9年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、先進国から排出される温室効果ガスの具体的な削減数値目標や、達成方法などを定めた「京都議定書」が合意され、平成17年2月の発効を受けて、我が国では4月に「京都議定書目標達成計画」が定められました。京都議定書目標達成計画では、京都議定書で定められた温室効果ガスの総排出量を1990年（平成2年）比6%削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針が示されると共に、具体的な対策や施策が示されました。

また、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体には実行計画の策定が義務付けられました。

このことから、本町においても町自らの事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの排出を抑制するため、率先した環境配慮活動が求められており、本計画を策定するものです。

## 2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき、本町の事務及び事業に関し、自ら排出する温室効果ガスの排出抑制に取り組むほか、省エネ・省資源等に取り組むことで、町内の事業者や町民の取り組みを促し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

## 3 計画の期間及び基準年度

本計画の期間は平成22年度から平成26年度までの5年間とします。また、計画の策定にあたっては、平成20年度を基準年度として削減目標等を定めます。

## 4 対象範囲

本計画の対象は「本町の事務及び事業」で、主な対象施設等は次に示すとおりとします。

計画対象施設

施設分類	施設名
庁舎	役場庁舎
学校	出雲崎中学校、出雲崎小学校
衛生施設	公共下水道終末処理施設、簡易水道施設 農業集落排水施設
社会体育施設	町民体育館、町民野球場、テニスコート 町民プール、柔道場、屋内ゲートボール場

社会教育施設	中央公民館、海岸公民館
その他施設	井鼻消防センター、藤巻消防センター 八手地区農村環境改善センター 西越地区農村環境改善センター 北国街道妻入会館

※各施設等で所管している公用車はそれぞれの施設に含める。

※道路街灯、防犯灯など、削減が困難な庁舎管理以外の電気使用量は除く。

## 5 対象とする温室効果ガス

地球温暖化の原因となる温室効果ガスのうち、燃料の燃焼に由来する二酸化炭素が最も大きな要因となっています。これ以外にも様々な発生源から排出されていますが、本計画では、地球温暖化対策推進法に規定する6種類の物質のうち、二酸化炭素を対象とします。(表-1参照)

また、地球温暖化係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条第1項に規定する値を使用します。

表-1 温室効果ガスの種類

物質	性質等
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	代表的な温室効果ガスで、日本の温室効果ガスの9割を占めます。化石燃料の燃焼などにより発生します。
メタン (CH <sub>4</sub> )	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなどにより発生します。また、公用車の走行、定置式ガス機関での燃料の使用、し尿処理の過程などにより発生します。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼、肥料の生産・使用などにより発生します。また、公用車の走行、定置式ガス機関での燃料の使用、し尿処理の過程などにより発生します。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	塩素が無く、オゾン層を破壊しないフロンですが、強力な温室効果を持ちます。カーエアコンからの漏洩により発生します。
パーフルオロカーボン (PFC)	炭素とフッ素だけからなるフロンであり、強力な温室効果を持ちます。半導体の製造プロセスなどに使用されます。
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	硫黄とフッ素だけからなるフロンの一種であり、非常に強力な温室効果を持ちます。変圧器の絶縁ガスなどに使用されます。

## 第2章 実行計画の数値目標

### 1 算定方法

本計画の温室効果ガスは「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成19年3月環境省地球環境局）に基づいて算定します。

### 2 温室効果ガス排出量

平成20年度の本町の事務・事業による温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）は、以下のとおり217.2トンです。（表-2・表-3参照）

### 3 温室効果ガスの排出削減量に関する目標

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく国の基本方針には、温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標を定めることとされています。

出雲崎町では、平成26年度の温室効果ガスの排出量を平成20年度比5%削減することを目標とします。（表-2・表-3参照）

表-2 基準年度及び目標年度排出量

年 度	二 酸 化 炭 素 排 出 量 (t-CO <sub>2</sub> )
基準年度：平成20年度	217.2
目標年度：平成26年度	206.3

表-3 各項目別の二酸化炭素排出量と削減目標値

項目	単位	基準年度 使用量	排出係数	基準年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	削減	削減量 (t-CO <sub>2</sub> )	目標年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
ガソリン	ℓ	13,002	2.32	30.2	5%	1.5	28.7
軽油	ℓ	6,546	2.62	17.1	5%	0.8	16.3
灯油	ℓ	53,478	2.49	133.2	5%	6.7	126.5
LPG	kg	11,932	3.00	35.8	5%	1.8	34.0
LPG・・・kg換算 (基準年度使用量) 5,847m <sup>3</sup> /0.49m <sup>3</sup> =11,932kg							
電気量	kwh	1,906,857	0.000469	0.9	5%	0.1	0.8
合 計				217.2	5%	10.9	206.3

## 第3章 実行計画の取り組み

### 1 目標達成のための取り組み

以下に示す具体的な取り組みにより、全体としてCO<sub>2</sub>削減目標5%の達成を目指します。

#### (1) 電気使用量及び水道使用量の削減

- ア 昼休みや残業時は、必要最低限の照明にし、不必要な照明の消灯を徹底します。
- イ 利用箇所の実態に応じて、蛍光灯の間引き点灯を行います。
- ウ パソコンやプリンターなどのOA機器は、未使用時に電源を切るようにするか、省電力モードに設定します。
- エ 事務の効率化に努め、残業時間の削減、ノー残業デーの徹底を図ります。
- オ 会議に対するコスト意識を持ち、会議時間は1時間以内を目標とします。
- カ 洗面所等における節水を徹底します。

#### (2) 燃料使用量の削減（車両運行、暖房等）

- ア 公用車を使用する際は、アイドリングストップを実施するとともに、急発進、急加速をしないなど、省エネ運転に努めます。
- イ 夏季及び冬季における空調機器の運転時間、適正温度を遵守し、クールビズ・ウォームビズを徹底します。

### 2 省エネ・省資源のための取り組み

以下に示す環境に配慮した取り組みを進めます。

#### (1) 紙使用量の削減

- ア コピー機の使用では、使用後にリセットキーを押し、ミスコピー防止に努めます。
- イ 裏面やミスコピー用紙の再利用を徹底します。
- ウ 庁内LAN、電子メールの活用によるペーパーレスシステムの推進に努めます。
- エ 会議の資料等を作成するときは、両面印刷、両面コピーを徹底します。

#### (2) 廃棄物の排出削減とリサイクルの推進

- ア リサイクルボックス等を設置して、資源ごみの分別収集を徹底します。
- イ 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図ります。
- ウ コピー機、プリンターなどのトナーカードリッジの回収と再利用をすすめます。

#### (3) 環境に配慮した製品の購入及び使用の促進

- ア 公用車の更新に当たっては、低燃費車、低公害車の導入を推進します。
- イ 用紙類は、可能な限り古紙配合率が高い再生紙を使用します。
- ウ 物品等の調達に当たっては、「出雲崎町グリーン購入※1基本方針」に基づき、

環境負荷のより少ない物品及びサービスを選択します。

エ エネルギー消費の多いOA機器、家電製品及び照明等の機器の更新に当たっては、省エネルギー型のものに極力切り替えることとします。

※1 【参考資料2】用語の解説参照

#### (4) 新エネルギー等の利用

石油などの化石燃料の消費を抑制し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を減少させるため、環境への負荷の少ないクリーンな太陽エネルギーの活用(太陽光発電設備等設置検討)を図ります。

また、バイオマスなどのカーボンニュートラル※2な資源の利用や温室効果ガス排出量を相殺するカーボン・オフセット※3の活用などを図ります。

※2・※3 【参考資料2】用語の解説参照

## 第4章 温室効果ガス排出量等の報告

温室効果ガスの排出量を確認するため、各課で管理する施設、公用車等におけるCO<sub>2</sub>排出項目(ガソリン、軽油、灯油、LPG、電気)使用量及びコピー用紙類使用量を町民課へ報告するものとします。

## 第5章 計画の推進と点検・評価・公表等

### 1 推進体制

計画を推進するために、副町長を本部長とする「出雲崎町行政事務推進委員会」において調査、研究を進め、本部員は取り組み内容について、周知徹底を行い状況の把握を行います。

### 2 点検・評価

「行政事務推進委員会」は、事務・事業の動向や取組状況、技術の進捗等を踏まえ、今後の効果的な進め方等必要に応じて検討を行い、計画内容の見直しを行います。

### 3 職員の意識の高揚

- (1) 環境保全に関する意識の高揚を図るため、職員研修または情報提供を行います。
- (2) 環境保全活動に職員が率先して参加し、環境問題の意識高揚を図ります。

### 4 公表

事務・事業による温室効果ガスの排出量や取組状況等について、ホームページ等により公表します。

## 【参考資料1】 地球温暖化対策の推進に関する法律の抜粋

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同上第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排



出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

- 5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 8 都道府県及び市町村、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

## 【参考資料2】用語の解説

### ※1 グリーン購入

グリーン購入とは、環境に配慮した商品やサービスの総称。商品購入の際や、利便性、デザイン等これまでの視点からのみでなく、その商品やサービスが環境にもたらす影響を考慮し、環境負荷の少ないものを選択、購入すること。

### ※2 カーボンニュートラル

植物や植物を原料とするバイオエタノールなどを燃やして出る二酸化炭素は、植物が生長過程に吸収した二酸化炭素と同量で、温室効果ガスを増やすこととはならず、環境破壊にはつながらないという考え方。

### ※3 カーボン・オフセット

日常生活や経済活動によって排出される二酸化炭素を、何か別の手段を用いて相殺しようという考え方。クリーンエネルギーの開発、森林保護、植林といった事業に投資するなどの方法がある。

出雲崎町地球温暖化防止実行計画

平成22年3月

発行：新潟県出雲崎町

編集：出雲崎町町民課

〒949-4392 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

TEL 0258-78-3111 FAX 0258-78-4483

E-mail [tyoumin@tomn.izumozaki.niigata.jp](mailto:tyoumin@tomn.izumozaki.niigata.jp)